

学校法人昭和大学 個人情報保護のための安全管理措置に関する規則

(目 的)

第1条 「学校法人昭和大学 個人情報の保護に関する規程」第8条第3項に基づき、本法人が保有する個人情報の漏えい等の防止、漏えい等が生じた場合の被害の拡大防止および二次被害の防止を目的として、各施設において講じる個人情報保護のための安全管理措置（以下「安全管理措置」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規則において個人情報の漏えい等とは、次のいずれかの事態が生じた場合またはその恐れがある場合をいう。

- (1) パソコン、USBメモリ、SDカード、外付けハードディスク等(以下、電子媒体という。)の盗難被害、書類の誤送付等により、個人情報が本法人から外部へ流出する事態。
- (2) 帳票の誤廃棄、電子媒体の部署内での紛失等により、本法人内のどこにも保存されていない個人情報を失う事態。
- (3) 改ざん等により、個人情報の内容が意図しない形に変更される事態。
- (4) 暗号化等により、個人情報がその内容を保ちつつも利用不能な状態となる事態。
- (5) 盗用、偽りによる個人情報の取得等、個人情報を不正に使用する事態。
- (6) 第1号から第4号に定める事項のほか、個人情報の取扱いにより、その本人の権利利益を侵害する事態。

(安全管理措置の内容)

第3条 各施設における安全管理措置は、別に定める「個人情報保護のための安全管理措置に関する体制」のとおり、各個人情報保護管理者の指揮のもと、各個人情報保護室が人的安全管理措置、物理的安全管理措置および技術的安全管理措置の履行を推進する。

- 2 人的安全管理措置として、個人情報の適正な取扱いを周知徹底するため、個人情報を取り扱う職員を対象に定期的な研修等を行う。
- 3 物理的安全管理措置として、次の措置を講じる。
 - (1) 個人情報が記録された電子媒体および個人情報が記載された書類等を保管する場合は、施錠できるキャビネットや書庫等を使用する。
 - (2) 個人情報が記録された電子媒体は、施設外へ持ち出してはならないこととする。ただし、個人情報が記録された電子媒体を学術研究目的で使用する場合の対応は、「学校法人昭和大学 個人情報の保護に関する規程」第1条第4項に定める法令や指針、ガイドライン等に従うこととする。
 - (3) 個人情報が記録された電子媒体を施設内で持ち運ぶ場合は、当該電子媒体にログインパスワードを設定するとともに、持ち運ぶ個人情報にもパスワードを設定する。
 - (4) 個人情報が記載された書類等を廃棄する場合は、焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等、復元不可能な手段で行う。
 - (5) 個人情報が記録された電子媒体を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用または物理的な破壊等、データの復元が不可能となる手段で行う。
 - (6) 第4号および第5号の作業を第三者に委託する場合は、委託先が確実に削除または廃棄したことについて証明書等により確認する。
- 4 技術的安全管理措置として、次の措置を講じる。
 - (1) 本法人に勤務する者が業務上で取扱う個人情報は、それぞれの担当業務の遂行に必要な範囲に限ることとし、個人情報を取り扱う情報システムにアクセス制御を行う。

(2) 外部からの不正アクセス、不正ソフトウェアの侵入等、サイバー攻撃による個人情報の漏えい等を防止するためのセキュリティ対策を講じる。

(組織的安全管理措置)

第4条 本法人に勤務する者は、漏えい等に該当する事態を認識した場合、別に定める「学校法人昭和大学 個人情報保護のための安全管理措置に関する体制」のとおり、各自の部署責任者を通じて、それぞれが勤務する施設の個人情報保護室へすみやかに報告しなければならない。

2 各施設の個人情報保護室は、前項に基づく報告を受けた場合、次のとおり対応する。

(1) 漏えい等に該当する個人情報の内容、事態発生の経緯・原因、二次被害の恐れ等、事実関係を調査して個人情報保護管理者へ報告する。ただし、漏えい等に該当する個人情報が、所管の施設に属する部署で管理しているものに該当しない場合は、その個人情報を管理している部署が属する施設の個人情報保護室へ対応をすみやかに移管しなければならない。

(2) 前号の個人情報保護管理者への報告はすみやかに行うことを優先し、必要に応じて複数回に分けて報告する。

3 各施設の個人情報保護管理者は、前項に基づく報告を受けた場合、個人情報保護室に対し、被害の拡大防止、復旧のために必要な措置のほか、再発防止のために必要な措置をすみやかに講じるよう指示する。

4 各施設の個人情報保護管理者は、第2項に基づく報告により、漏えい等の事態が次のいずれかに該当することを把握した場合は、直ちに個人情報保護管理責任者へ報告するほか、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、国の機関である個人情報保護委員会への報告、関係する官公庁・自治体への報告を行うよう、個人情報保護室に指示する。

(1) 要配慮個人情報を含む。

(2) 不正に利用されることによりその本人等に財産的被害が生じる恐れがある。

(3) 不正の目的をもって行われた恐れがある。

(4) 本人の数にして1,000人を超える個人情報を含む。

5 各施設の個人情報保護管理者は、第2項に基づく報告により、漏えい等の事態が前項のいずれにも該当しないことを把握した場合は、その事実関係の記録を月ごとに集約し、個人情報保護管理責任者へ翌月10日までに報告する。

6 個人情報保護管理責任者は、第4項に基づく報告を受けた場合、次のとおり対応する。

(1) 学校法人昭和大学個人情報保護委員会を開催し、当該漏えい等に係る本人への通知や事実関係の公表等、事態の收拾に向けた対応について協議する。

(2) 学校法人昭和大学個人情報保護委員会の協議結果に基づき、当該漏えい等を報告した個人情報保護管理者に対応を指示する。

(3) 学校法人昭和大学個人情報保護委員会の協議内容、協議結果および事態の收拾に関する対応について理事会に報告する。

(所 管)

第5条 本法人における個人情報保護のための安全管理措置に関する事務は、総務部総務課が所管する。

附 則

1. この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2. この規則の改廃は、学校法人昭和大学 個人情報保護委員会の承認を要するものとする。